

幼稚園型認定こども園 旭川別院附属 大谷さくら幼稚園  
重要事項説明書 (2021年4月から)

教育・保育の提供の開始にあたり、幼稚園型認定こども園 旭川別院附属 大谷さくら幼稚園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人旭川真宗学園
所 在 地	旭川市宮下通2丁目1463番地
電 話 番 号	0166-22-1715
代 表 者 氏 名	理事長 木下 雅之

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園型認定こども園							
施 設 の 名 称	幼稚園型認定こども園 旭川別院附属 大谷さくら幼稚園							
施 設 の 所 在 地	旭川市宮下通2丁目1463番地							
連 絡 先	電話番号0166-22-1715 FAX0166-76-7732							
管 理 者	園 長 吉 川 典 加							
対 象 児 童	子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとする(1号・2号及び3号認定子ども)。							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号				15人	15人	15人	45人
	2・3号	6人	12人	12人	10人	10人	10人	60人
開 設 年 月 日	昭和26年8月20日							
事 業 所 番 号	0120451000182							

3 目的・運営方針

旭川別院附属 大谷さくら幼稚園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

(1) 運営方針

ほとけさまの教え(真宗保育)を教育・保育の根幹におき

『ともに生きともに育ちあう』保育の実践

- ・教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ・当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	7,481.55㎡
	園庭	1,444.00㎡
園舎	構造	木造
	延べ面積	981.24㎡

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児クラス（ひよこ組）
ほふく室	1室	1歳児クラス（りす組）
保育室	4室	2歳児クラス（うさぎ組） 3歳児クラス（こあら組） 4歳児クラス（ぱんだ組） 5歳児クラス（きりん組）
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1名	
副園長	1名	
主幹保育教諭	1名	
保育教諭	11名以上	
子育て支援員	1名	
事務	1名	
運転手（用務）	2名	
栄養士	2名	
調理員	4名	
園医（嘱託）	1名	
園歯科医（嘱託）	1名	
園薬剤師	1名	

当園では、旭川市及び北海道の定める認定こども園等に係る条例及び基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。  
なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 教育・保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

(1) 1号認定こども（教育標準時間認定）

提供する曜日	月曜日～金曜日	
教育標準時間	10時00分～14時00分（4時間）	
	10時00分～11時30分（1時間30分）午前保育時	
登園時間	8時30分～10時00分	
幼稚園型 一時預かり	保育時間	早朝 8時00分～ 8時30分
		14時降園 14時00分～18時00分
		11時30分降園 11時30分～18時00分
		土曜日 8時00分～13時30分
		長期休業日 8時00分～18時00分
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日	
	年末・年始 12月30日～1月4日	
	夏休み 7月～8月までの4週間の間	
	冬休み 12月～1月までの4週間の間	
	春休み 3月～4月までの2週間の間	

(2) 2・3号認定こども（保育認定）

提供する曜日	月曜日～土曜日	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時30分～16時30分（8時間）
延長時間	保育短時間	7時30分～ 8時30分
		16時30分～18時30分
開園時間	月曜日～土曜日	7時30分～18時30分
休業日	日曜日・祝祭日	
	年末・年始（12月30日～1月4日）	

## 7 保育料等

### (1) 利用料

利用者負担（月額保育料）	保護者が居住する市町村が定める額
延長保育料	保護者が居住する市町村が定める額
給食食材費（1号認定）	給食費 月額 4,000円（月・火・水・金 週4回）
主食・副食提供（2号認定）	主食費 月額 1,000円 副食費 月額 6,500円
主食・副食提供（2号認定） ※土曜日を恒常的に休む場合	主食費 月額 1,000円 副食費 月額 5,500円
通園送迎費用	月額 往復 3,300円 片道 1,650円
幼稚園型一時預かり利用料 （1号認定）	平日：8時～8時30分、保育終了後～18時00分 土曜日：8時～13時30分 長期休業日・行事等の代休日8時00分～18時00分 料金はいずれも1時間100円 おやつ代50円
制服代（1・2号認定）	8,000円（冬制服4,000円・夏制服4,000円）
お道具箱等保育用品代	年齢により2,000～8,000円
園児活動費	年額 0～1歳 2,400円 ・ 2～5歳 3,600円
その他実費に関する料金	行事写真代・日本スポーツ振興センター掛金 実費

### (2) 支払方法

利用者負担（月額保育料）	口座振替 毎月25日引落とし（土日祝の場合は翌営業日）
1号給食費	
2号主食・副食費	
通園送迎費用	現金納入 翌月指定日までに園に納入していただきます
一時預かり保育料	
延長保育料	現金納入 入園手続き時に納入していただきます
制服代・保育用品代	
父母の会費	現金納入 年度当初
その他実費	現金納入 写真 注文時 掛金 年度当初

当園にお支払いいただいた上記費用につきまして、領収書を交付いたします。  
ただし、口座引落の場合は、希望者のみ領収書を交付いたします。

## 8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 教育・保育及び延長保育・幼稚園型一時預かり事業の提供

時間	0・1・2歳児（3号）	3・4・5歳児（2号）	3・4・5歳児（1号）
7:30	開園 保育標準時間開始 保育短時間延長開始	開園 保育標準時間開始 保育短時間延長開始	
8:00			幼稚園型一時預かり開始
8:30	保育短時間開始	保育短時間開始	
9:30	おやつ（牛乳）		
10:00	あそび（室内外）・散歩		教育標準時間 開始
10:30		サークルタイム クラス別活動（教育時間）	サークルタイム クラス別活動（教育時間）
11:00	食事		
11:30			
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）	食事	食事
13:00			
13:30		サークルタイム	サークルタイム
14:00		お昼寝（必要に応じて）	教育標準時間 終了
14:30	目覚め	目覚め	幼稚園型一時預かり開始
15:00	おやつ	おやつ	おやつ
16:30	保育短時間終了 保育短時間延長開始	保育短時間終了 保育短時間延長開始	
18:00			幼稚園型一時預かり終了
18:30	保育標準時間終了 閉園	保育標準時間終了 閉園	閉園

※ 0歳児は一人ひとりのリズムに合わせて保育を行います

### お散歩のコース

屋外運動場（グラウンド）の他に、敷地内にある園庭、隣接するお寺の広い境内  
園舎裏庭のウッドデッキや築山のある大谷の杜  
近隣の公園では、宮下そよかぜ公園、忠別公園、常磐公園などにお散歩に行きます。

自然活動～豊かな木々の生い茂った園舎裏の「大谷の杜」で

1年を通じて自然との関わりを深める活動を行っています。

体操教室～毎週水曜日 体育専門の講師による体育指導を行っています。

### (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

- ※ 0歳児のミルク・離乳食は個別に対応します。
- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。  
(医師の診断が必要です)
- ※ 1号認定子どもの午後間食は、平日・土曜日及び長期休業期間等の幼稚園型一時預かり利用者のみです。

### (4) 健康診断

当園では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。  
園児健康診断 全園児（年2回）、歯科健診 全園児（年1回）

### (5) 子育て支援事業

#### 1. 利用者支援

子ども及び保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に活用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業

#### 2. 園開放

幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談情報提供、助言その他の援助を行う事業

## 9 利用の開始及び終了に関する事項及び留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定こども】</p> <p>教育標準時間の認定を受けた園児は、定員を超える申し込みがあった場合は以下の選考方法により決定します。</p> <p>①既に兄弟姉妹が在籍している場合</p> <p>②既に2・3号認定で在籍しており、保護者の就労状況の変更によって1号認定になった場合。</p> <p>③先着順</p>
利用決定	利用契約書の締結による
教育・保育の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号2号3号認定こどもに該当しなくなった時（卒園を含む）</li> <li>・保護者から退園の申出があった時</li> <li>・利用の継続について重大な支障または困難が生じた時</li> </ul>

## 10 嘱託医

当園は、以下の医師と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科，小児科

医療機関の名称	小倉内科医院	
医師名	小倉 建夫	
所在地・電話番号	旭川市3条13丁目	0166-23-4697

### (2) 歯科

医療機関の名称	かみつ歯科医院	
医師名	上津 誠司	
所在地・電話番号	旭川市大町2条12丁目	0166-54-5455

### (3) 薬剤師

薬剤師名	北田 幸子	
所在地・電話番号	旭川市緑が丘南1条1丁目	0166-66-0108

## 11 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者と連絡を取り合いながら「医療等の状況」に記載のかかりつけ医へ連絡を取り、医療機関の受診をします。

※状況により救急車の要請を致します。

### <近隣の緊急連絡先>

警察署 駅前交番	旭川市宮下通8丁目	0166-23-3058
消防署 南消防署	旭川市7条通10丁目	0166-25-8470

## 1 2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、相談・要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 河井 美樹</li> <li>・ 解決責任者 吉川 典加</li> <li>・ ご利用時間 9:00～ 17:00</li> <li>・ 電話番号 0166-22-1715</li> <li>F A X 0166-76-7732</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	山本 千慧	0166-73-4477
		弁護士・行政書士

## 1 3 非常災害時の対策

非常時の対応	当園が定めた消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

< 保育所近隣の広域避難場所、一時避難場所、避難所は次のとおりです。 >

広域避難場所	常磐公園
一時避難場所	青雲小学校
避難所	真宗大谷派旭川別院

## 1 4 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	傷害保険
保険金額	詳細を別紙に記載

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度のお知らせ」をご確認ください。

## 1 5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。



当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幼稚園名：幼稚園型認定こども園 旭川別院附属 大谷さくら幼稚園  
説明者職名：園長 吉川 典加

私は、本書面に基づいて幼稚園型認定こども園 旭川別院附属 大谷さくら幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

2019年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 園児の保育中の写真を園児募集広告・ホームページ等に掲載すること。

幼稚園型認定こども園

旭川別院附属 大谷さくら幼稚園 園長 吉川 典加 様

20 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：